

労働福祉事業の見直しについて（報告）（案）

労働者災害補償保険制度における労働福祉事業については、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）や「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）において、特別会計改革の一環として「廃止も含め徹底的な見直し」を行うこととされた。

このため、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会においては、労災保険制度の費用負担者である事業主の団体の参画による検討会報告を中心として、労働福祉事業の見直しについて検討を行った結果、下記のとおり意見の一致をみたのでこの旨報告する。

この報告を受けて、厚生労働省においては、次期通常国会における労働者災害補償保険法の改正をはじめ所要の措置を講ずることが望まれる。

なお、未払賃金立替払事業の在り方について検討すべきであるとの意見が示されたことから、今後とも、本部会等において議論を行うとともに、その結果に基づき、所要の措置を講ずることが望まれる。

記

1. 新たな事業を、
 - (1) 被災労働者の社会復帰を促進するために必要な事業
 - (2) 被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業
 - (3) 保険給付事業の健全な運営のために必要な事業（労災保険給付の抑制に資する労働災害の防止、職場環境の改善等の事業）と位置付けること。
なお、未払賃金立替払事業については、(3) の事業と位置付けること。
2. 新たな事業については、「労働福祉事業」という事業名を用いないこととし、より事業内容を反映する事業名とすること。
3. 個別の事業については、P D C A サイクルで不断のチェックを行い、その事業評価の結果に基づき、予算を毎年精査するとともに、合目的性と効率性を確保するため、各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施すること。